

令和7年度

定期監査等報告書

特別区競馬組合監査委員

7 特競監第 111 号
令和 7 年 12 月 1 日

特別区競馬組合議会議長 様
特別区競馬組合管理者 様

特別区競馬組合
監査委員 田 辺 裕 子
監査委員 た だ 太 郎

令和 7 年度定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき提出します。

なお、今回の監査にあたっては、大沢 たかし前監査委員職務執行者は令和 7 年 6 月 17 日まで関与し、ただ 太郎監査委員は令和 7 年 6 月 18 日から関与しています。

第1 定期監査

1 監査の対象及び実施期日

対 象 部 局	書 面 審 査 実 施 期 日	説 明 聴 取 実 施 期 日
議会事務局	9月30日(火)	10月2日(木)
総務課	7月29日(火)～8月1日(金)	◇競馬事務局長説明聴取 6月17日(火) ◇課長説明聴取 10月14日(火) ・システム課長 ・競走課長 ・お客様事業課長 ・経理課長 ・厩舎管理課長 10月16日(木) ・広報課長 ・経営企画室長 ・総務課長
システム課	8月1日(金)、4日(月)、5日(火)	
厩舎管理課	8月6日(水)～8日(金)	
お客様事業課	8月21日(木)、22日(金)、25日(月)、 26日(火)	
経理課	8月28日(木)、29日(金)、 9月1日(月)～3日(水)	
経営企画室	9月4日(木)、5日(金)、8日(月)	
広報課	9月8日(月)～10日(水)、16日(火)、 22日(月)	
競走課	9月10日(水)～12日(金)	
監査委員事務局	7月9日(水)	———

2 監査の方法

あらかじめ所管部局から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料と関係書類及び諸帳簿等を照合するなど書面審査を行い、関係管理職等から事情を聴取した。

3 監査の視点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令や計画に沿って適正に行われているかを主眼に、以下の点から実施した。

- (1) 会計処理における計数は正確であるか。
- (2) 事務事業の執行は、法令等に沿って適正に処理されているか。
- (3) 事業の経営が効率的、効果的に行われているか。

4 監査の結果

令和6年度及び令和7年度監査実施日までの事務事業及び財務事務等の執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、以下の意見・要望事項に記載する点について善処されたい。

なお、起案文書の必要事項の記載漏れ、押印漏れ等軽易な事務上の誤りについては、監査委員が監査委員事務局長を通じて改善を求めるよう指示したほか、その都度関係職員に指導した。

【意見・要望事項】

(1) 契約事務について

ア 随意契約について

随意契約については、ここ数年来、法令の趣旨に従って慎重に対応するよう繰り返し改善を求めてきたところである。しかし、令和6年度の年間総契約件数 904 件に対し、予定価格 10 万円以上であるにもかかわらず随意契約としたものは 325 件であり、前年よりもわずかに低下傾向がみられるものの依然として多い。

契約については地方自治法第 234 条に規定されているとおり、その方法は一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約は、政令で定める場合に限りできるとされている。競争性・公正性・機会均等性等を確保するため、法令及び自ら定めた契約事務規則、その他基準・マニュアル等に基づき厳正な運用を図られたい。

以下に掲げるものは、適正な法令適用という点で疑義のあったものである。

① サンタアニタパーク競馬場との友好交流事業に関する業務委託

(「本事業に関し迅速な対応が可能な事業者である」と業者指定理由書に記載しているにもかかわらず、受託業者が委託事業の一部を再委託しているケース。他の業者が実施可能な事業であれば、その部分を分けて契約すべきではないか。)

② 大井競馬所属騎手、調教師および調教師補佐の研修会実施委託

(「関係者と協議を重ね、研修講師を決定した」と業者指定理由書にはあるが、協議内容を記載した書類が添付されておらず、適切な研修講師であるか判断することができないケース)

③ 基本広報活動委託業務にかかるタレントの変更

(プロポーザルにより選定した業者に予めキャスティング状況を明確にすることを要請していたにもかかわらず、契約前に委託内容の根幹をなす、タレントの変更を申し出たものであるが、口頭で注意しただけで、この業者とそのまま契約を行っていた。また、これに関しての事実経過や理由等は業務委託契約締結のための起案に記載されていない。過去にも同様のケースがあり、監査意見を申し述べた経緯がある。)

イ 業者の選定委員会について

当組合では、本年7月に「特別区競馬組合業者選定要綱」の一部を改正し、プロポーザルの透明性を確保するため、契約予定金額によってすべての選定委員会に契約を所管する総務担当部長又は経理課長を委員とすることとした。しかし、業者選定過程全体を通して公正かどうかの判断をすることが、契約を所管する部署の役割である。したがって、選定過程に総務担当部長又は経理課長は出席せず、中立な立場で選定過程を審査すべきであろう。透明性確保のために、他の自治体の例などを参考に適切な方法を検討していただきたい。

ウ 類似の物品・什器備品の連続購入について

一年間に2度にわたって同一の什器備品を購入する、または2年にわたって連続して同様の物品・設備を購入したケースがあった。(事務用パソコン・職員防災用ヘルメット・A I 顔認証カメラ)

物品・什器備品等の購入にあたっては、事前に購入の必要性・数量などのほか市場等の調査・検討を十分に行い、効率的・効果的な購入を検討すべきである。これらを購入した経緯について事情や状況があることも理解できるが、購入決定に関する起案には、連続して購入する理由や購入によって既に所有している同様の物品等の活用方法などは記載されていない。

購入決定にあたっての慎重な判断を望むものである。

エ 起案決定日・契約日・納期等について

文書等のシステム化によりペーパーレス化が促進され、効率的な事務執行が可能となった反面、十分なチェックが行われず文書間の整合がとれていない状況が多数見られる。起案決定日より前に契約締結請求書を起票している例、同一契約案件における各種帳票類の日付の違い、本案決定前に

支出伝票を起票している例などがあった。適正な契約・支出事務の執行に努められたい。

(2) 文書事務について

当組合の起案文書には、総じて事業の実施や物品・什器備品の購入にあたって、その必要性、実施に至るまでの経過や課題への対応策などが記載されていない。「〇〇事業を実施する」「〇〇物品を購入する」とのみの記載に留まっている。起案には、実施にあたっての経過や理由・対応策などを的確に記載し、組織としての意思決定を行うべきである。

また、これまでも度々意見を申し述べてきたが、管理者決定の事案が副管理者の臨時代行（以下「代決」という。）で完了しているものが多数見られる。事案の決定の代決については、特別区競馬組合事案決定規程第7条に「至急に決定を行う必要がある場合において、当該事案の決定を行う者が旅行又は休暇その他の理由により不在であるとき」と規定されている。この規定の趣旨を十分理解して、意思決定を行っていただきたい。さらに副管理者の代決については、「この起案の元となる起案が副管理者の代決となっていた」という理由で、代決を行っていた例もあった。法令等の定めを適正に踏まえて、意思決定を行うべきである。

(3) 会計事務について

会計上の事務処理について、複数のミスが見受けられた。

消費税及び地方消費税中間納付の遅延に伴う延滞税の支払い、失念による振替遅延、半年間にわたる郵券購入にあたっての振替伝票科目の誤り、納入されていない業務用専門誌への振替額の誤り、請求金額を四半期ごとに均等払として処理すべきところを、予算額のまま振替処理していたなどである。とりわけ消費税等の納付遅延は重大なミスである。初歩的なミスであっても誤りはあってはならないことである。会計上の誤りの未然防止に向けて、最大限の努力を望みたい。

(4) 人事管理について

就業月報と旅行命令簿の内容の齟齬、休日出勤の際の振替休日取得の確認が不明等、職員の出退勤の状況について、管理監督者の管理が十分なさ

れていない事例が各課で見られた。さらに、出退勤時間の打刻修正の多さが目立つ職員に対しての対応が不十分な事例もあった。

競馬開催日と非開催日で出退勤時間が異なることや、職員によって勤務時間が異なること、職場によって休日出勤が多い職場があることなど、当組合独自の勤務状況があることは承知しているが、そのうえで、管理監督者が職員一人ひとりの勤務状況を把握し適切な対応を行っていくことが、良好な職場環境を維持し、職員の人材育成につながっていくと考える。また、職員に対して、出退勤・出張・休暇等の申請書類の記載方法などを、周知徹底していただきたい。

(5) 内部統制について

近年、社会全体で組織のコンプライアンスの重要性が高まっている。組織が法令を遵守し、社会責任を果たし信頼される組織となることが求められている。地方自治法上は具体的な手立てとして、内部統制制度が定められているが（地方自治法第150条第1項）、この導入について当組合は努力義務となっている。しかし、法令を遵守しつつ適正に業務を遂行していくことが、組織のマネジメントを強化し、職員にとっても安心して働きやすい職場環境が実現できることになる。

当組合としても、内部統制の充実・強化を図り、適正な組織運営を阻害する業務上のリスクを評価し、リスクの発生を未然に防止し、発生時には早期対応を図るための体制づくりのために不断の努力をしていただきたい。

第2 財政援助団体等の監査

1 特別区競馬組合職員互助会

(1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合の常勤職員及び非常勤職員の福利厚生、相互扶助事業を行っている団体である。特別区競馬組合からは、会員の会費（給料月額
の3.5/1000）相当額の福利厚生交付金を受けている。

(2) 実施期日

書面審査 令和7年 7月29日(火)～8月1日(金)

説明聴取 令和7年10月16日(木)

(3) 監査の方法

規約、規程及び令和6年度事業実績・令和7年度事業計画等について監査資料と関係書類、諸帳簿等を照合するなどの書面審査を行い、関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の視点

①事業は、補助金の目的に沿って適正に運営されているか。

②補助金、助成金及び貸付金の会計処理は、適正に行われているか。

(5) 監査の結果

令和6年度及び令和7年度監査実施日までの特別区競馬組合職員互助会の事業の運営及び会計処理は、おおむね適正に行われたものと認められる。

なお、補助金交付団体である競馬組合の指導に従い、厳正な資産管理に努められたい。

2 株式会社ティシーケイサービス

(1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合が全額出資し、平成 13 年 2 月 9 日に設立され、大井本場及びオフト後樂園等の場外発売所における勝馬投票券発売業務、大井本場等における指定席券発売業務等を、特別区競馬組合から受託して実施している。

(2) 実施期日

書面審査 令和 7 年 9 月 29 日(月)

説明聴取 令和 7 年 10 月 16 日(木)

(3) 監査の方法

令和 6 年度事業結果、財務諸表、令和 7 年度事業計画などを書面審査するとともに関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の視点

①経営は、出資目的に則って適正に執行されているか。

②会計処理及び財産の管理は、適正に行われているか。

(5) 監査の結果

令和 6 年度及び令和 7 年度監査実施日までの株式会社ティシーケイサービスの経営、会計処理及び財産の管理は、おおむね適正に行われたものと認められる。